

2020年3月に卒業の奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ今はお元気でご活躍のことと存じます。

特に在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

ところで、奨学金は口座振替により返還することとなっておりますが、例年最初の引き落としができない方がいるようです。

最初の引き落としができないと延滞となってなかなかその状態から抜け出せなくなる恐れがあります。

そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会に説明し資料を配布してきましたが、改めて《注意喚起》するためにお知らせします。

あなたの返還金は口座からきちんと引き落とされていますか。

あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取ってまだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。

もう一度ご確認ください。

万一返還が困難な場合は返還期限猶予制度や減額返還制度（※）などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。ご相談の際には、奨学生番号をお忘れなく。

※第一種奨学金の返還方式で所得連動返還方式を選択している場合、減額返還制度は利用できません。

このお知らせは広く本年10月から返還開始の方に向けて発信しています。もしこのお知らせを確認された時点ですでに返還していたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は特に手続等は必要ありません。

平成29年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が日本学生支援機構のホームページ上で公開されています。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても後輩学生のため皆様に格別の留意をお願いする次第です。

《日本学生支援機構の相談窓口》 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、こちらをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>